**割賦販売法の改正に伴う営業保証金取戻し公告**

**【**割賦販売法の改正に伴う営業保証金取戻し公告**】**

**558**

　割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令第一条の規定により次のとおり公告します。

一、名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地

　　名称　○○○○○○○株式会社

　　代表者の氏名　○○　○○

　　主たる営業所の名称及び所在地　本社　東京

都○○区○○町○丁目○○番○○号

二、登録の年月日

　登録の年月日　令和○○年○○月○○日

（登録消除の年月日　令和○○年○○月○○日）

三、営業保証金の額

　　営業保証金の額　　　　　　金○○○○万円

四、割賦販売法の一部を改正する法律（令和二十八年法律第九十九号。以下「改正法」という。）の施行前に、前号の営業保証金につき改正法による改正前の割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「旧法」という。）第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の権利を有していた者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を○○経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金等は取戻されます。

　令和○○○年○○月○○○日

　　○○県○○市○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

関連条文

　割賦販売法の一部を改正する法律　第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令　第一条